

令和5年第1回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 澁谷 洋子

副委員長 長谷川 章悦

1 開催日時 令和5年3月8日（水曜日）午前10時24分～午前11時52分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

- 議案第65号 青森市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
議案第67号 青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第68号 青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第73号 包括外部監査契約の締結について
議案第74号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
議員提出議案第2号 青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議員提出議案第3号 青森市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
請願第2号 青森市ホームページガイドライン等の制定を求める請願

4 報告事項

- (1) 令和5年度上期青森競輪開催日程について

○出席委員

委員長	澁谷 洋子	委員	渡部 伸広
副委員長	長谷川 章悦	委員	里村 誠悦
委員	奈良 祥孝	委員	奈良岡 隆
委員	村川 みどり		

○欠席委員

委員 大矢 保

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	舘山 新	企画部次長	舘山 公
総務部理事	佐藤 芳之	税務部次長	柴田 一史
企画部長	織田 知裕	監査委員事務局次長	八木澤 透
企画部理事	奥崎 文昭	総務課長	竹内 巧
税務部長	川村 敬貴	納税支援課長	松本 和久
浪岡振興部長	三浦 大延	国保医療年金課長	小鹿 正憲
会計管理者	柿崎 哲男	選挙管理委員会事務局次長	森 敏之
監査委員事務局長	太田 綾子	関係課長等	

総務部次長 工藤拓実

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 木村結衣

議事調査課主査 柿崎良輔

議事調査課主事 笹雄貴

○澁谷洋子委員長 ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

なお、本日は、大矢委員及び山谷選挙管理委員会事務局長が欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案7件及び請願1件について、ただいまから審査いたします。

議案第65号「青森市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○館山新総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第65号青森市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の関係資料1を御覧ください。

「1 制定理由」につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正により、令和5年4月1日から地方公共団体等は、法律が規定する全国的な共通ルールに基づき個人情報を取り扱うこととなり、その上で、地方公共団体等におきましては、開示請求に係る手数料など、法律の施行に必要な事項を条例で定めることとされたことから、条例を制定するものであります。

「2 条例の主な内容」につきましては、まず1つ目といたしまして、開示決定等を行う実施機関は、法律の適用対象機関と同様に、財産区を含み、議会を除くものであります。2つ目といたしまして、保有個人情報の開示決定等の期限、3つ目といたしまして、保有個人情報の開示請求に係る手数料、4つ目といたしまして、開示請求による文書等の写しの交付等に係る費用負担及び5つとして運用状況（開示請求等の件数等）の公表につきましては、現行条例と同様とするものであります。

「3 その他」につきましては、（1）は、個人情報の保護に関する法律が適用されることから、現行の青森市個人情報保護条例を廃止し、また、青森市情報公開・個人情報保護審査会条例ほか3条例について、条例で引用している青森市個人情報保護条例の条項を個人情報の保護に関する法律の条項に改める等の所要の整理を行うものです。

条例の施行日は、令和5年4月1日を予定しております。

それでは、条例の具体的な内容について、関係資料2逐条解説で御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第1条は、条例の趣旨を定めるものであります。この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、この条例における用語の定義を定めるものであります。第1項では、実施機関について、法律が適用される市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委

員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、財産区、また、市が設立した地方独立行政法人と定義しております。第2項では、この条例で使用する用語は、法律で定義した用語の例によるとしております。

第3条は、開示決定等の期限及び期限の延長について定めるものであります。第1項では、法律においては、開示決定等について、開示請求があった日から30日以内にしなければならないと規定されておりますが、15日以内にするとしております。第2項では、事務処理上の困難等がある場合は、開示決定等の期限を、30日以内を限度に延長することができることとしております。

第4条は、著しく大量な請求の場合における開示決定等の期限の特例を定めるものであります。開示請求があった日から45日以内に開示請求に係る保有個人情報の全てについて開示決定等を行うと事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあると判断される場合には、相当の部分につき開示決定等をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとするものであります。

第5条は、保有個人情報の開示請求を受ける場合の手数料の額について、無料とすることを定めるものであります。

第6条は、保有個人情報の開示を受ける場合の費用負担について定めるものであります。保有個人情報の開示請求により文書等の写しの交付等を受ける者につきましては、交付等に要する費用として、実費を負担していただくことなどとするものであります。

3ページを御覧ください。

第7条は、毎年度、法律の運用状況を公表することを定めるものであります。

第8条は、法律の施行に関し必要な事項は規則で定めることとするものであります。

次に、附則について御説明申し上げます。

附則第1条は、本条例の施行期日を令和5年4月1日とすることを定めるものです。

附則第2条及び第3条は、青森市個人情報保護条例の廃止に関して定めたものであり、附則第2条で、法律の適用に伴い青森市個人情報保護条例を廃止するとともに、附則第3条で、青森市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を定めております。

次に、附則第4条及び第5条は、青森市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に関し定めたものであり、附則第4条で当該条例の改正をするとともに、附則第5条で改正に伴う経過措置を定めております。具体的に、新旧対照表で御説明いたしますと、青森市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項では、附則第2条で廃止することとしております青森市個人情報保護条例を同項の条文から削除するほか、同条第2項において、青森市情報公開・個人情報保護審査会を法律に基づいた開示決定等に係る審査請求を調査審議させるための機関として位置づける

こととしております。

第3条以降の改正については、引用条項の整理など軽微な改正となります。

8ページを御覧ください。

附則第6条は、青森市情報公開条例の一部改正を行うものであります。新旧対照表に記載のとおり、個人に関する情報の定義を整理するものであります。

9ページを御覧ください。

附則第7条は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正を、10ページ、附則第8条は、青森市まちづくり基本条例の一部改正を行うものであります。どちらの条例も、新旧対照表に記載のとおり、廃止する青森市個人情報保護条例を引用していることから、引用を個人情報の保護に関する法律に改めるものであります。

以上、議案第65号青森市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 結論から言うと反対なんですけれども、幾つか確認しながら質疑していきたいと思います。

まず、全国的にはこの個人情報保護審査会というのを、保護運営審議会などを廃止するという流れになっているんですけれども、青森市の場合は残すということでもよろしかったですか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 情報公開・個人情報保護審査会につきましては、そのまま継続するものであります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 審査会は継続されるんですけれども、その諮問する事項に何か変化はあるでしょうか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 今回のこの条例をつくることによって、特段、今までの条例に書かれていることが直るというのは基本的にありません。ですので、これまでと同様のものとなります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 はい、分かりました。

それでは、条例に規定することができるということになっている要配慮個人情報については、どのように規定されているのでしょうか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 要配慮情報の規定の、規定文ですか。

〔村川みどり委員「要配慮個人情報については、条例で規定することができる

というふうになっているんですけれども、青森市の場合はどのようになっているのでしょうか」と呼ぶ]

○館山新総務部長 規定文につきましては担当課からお答えさせます。

○竹内巧総務課長 総務課でございます。

法律で定めるところの要配慮個人情報というのは、もう法律で定まっておりますので、それで、要配慮個人情報というのは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴などといったものが、法律上、要配慮個人情報と定義されております。

なお、地域の特性に応じて、条例で、その条例要配慮個人情報というものを定めることができるというふうには、法律ではなっておりますけれども、その条例で定めるところの要配慮個人情報というのは定めていないということであります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 定めることができるというふうになっているので、私は、そういう要配慮個人情報というのはしっかり条例として規定する必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、今回なぜ条例に規定しなかったのでしょうか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 先ほども申し上げましたけれども、これまでの条例と、この今回の個人情報の保護に関する法律施行条例と、何ら変わるものではありません。それで、今、総務課長から申し上げた特段に定めるという部分については、その地域に応じて、特別に何かある場合に定めるということです。ですので、極端な話をすれば、関西地方にある部落とかの関係の、そういうもので定めるときには、特にの部分を使ってやっていますけれども、青森市の場合はそういうような特殊な環境がないことから、定めていないというふうにしております。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 分かりました。

それから、個人情報ファイル簿というのが作成されることになっていて、その取扱いはどのようになっているのでしょうか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 個人情報ファイル簿につきましては、これまで、青森市で 500 人以上の場合は、ファイル簿を作成するとなっていたものを、今回、500 人から 1000 人というふうにして、ちょっと幅を広げたものであります。それで、この、これまで本市で有していた個人情報ファイル、500 人を超えるというのにつきましては、特段、これまでのその条例の策定過程の中で意義を持ってやっていたものではなくて、今回は法律に合わせてちゃんと意義を持たせましょうということで 1000 人に広げました。ただ、その扱いについては、これまでどおり、その請求のあった方に寄り添った形で適宜対応していくというような形を取っております。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 これまでどおりと。それで、今回の改定の中で、1000 人未満の

ファイルは公表しなくてもいいよというふうになっていることがあって、やっぱり、情報公開の後退につながるおそれもあるんですけども、その 1000 人未満のファイルの公開についてはどうなんですか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 お答えいたします。

先ほどお答えしたとおり、500 人以上で、今、市で有しているファイルが 4 ファイルあります。ただ、その 4 ファイルについては、全国的な共通ルールと別に独自に基準を設けて取り扱う特別な情報ではないというふうにして捉えておりますので、開示請求を行う方には窓口などで適切な情報提供を行うなどして、新法どおりの基準としたものであります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 では、公開するというのでいいですか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 基本的には公開する方向で考えております。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それでは、今回新たに導入される仕組みとして、匿名加工情報という仕組みが取り入れられたんですけども、本市の対応はどうなっているでしょうか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、匿名加工情報とは、行政機関等が保有する個人情報について、例えば、氏名は削除、生年月日は年代に置き換え、住所は何丁目等の単位に丸めるなど、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のことを言います。民間事業者等におきましては、調剤薬局が取り扱う処方箋に含まれる患者情報とか調剤情報について、匿名加工を行った上で、分析機関に提供している事例があったりするものであります。

ただ、この匿名加工情報の扱いについて、当分の間は都道府県及び指定都市のみに適用されるということですので、普通地方公共団体においては任意とされておりますので、本市においては導入しないというふうにして考えております。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 よかったです、導入されてなくて。やっぱり、加工したとしても、個人情報には変わらないし、本人が知らないところで行政から民間にデータが提供されるということにもなるので、やはりこれは導入すべきではないというふうに思っています。

今回、これまで自治体が独自に定めてきた規定が一本化して、共通の規定に統一するという流れの中で法改正が行われたのと、もう一つは、国のデジタル化の流れの中で改定しようとするもので、個人情報の保護から、個人情報を活用するという

180 度転換されようとする流れの中での改正なので、今回の個人情報保護条例の制定については賛成できない立場を表明して質疑を終わります。

○澁谷洋子委員長 他に御発言はありますか。奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ちょっと1つだけ。

開示等の期限の特例の第4条で、現行条例と同様ということですが、「著しく大量であるため」の、この著しく大量というのはどの程度を指しているのか。あと、「相当の期間内に開示決定等をすれば足りる」という、この相当の期間というのはどういうものを指しているのか。また、これについて何か示しているものがあるのかどうか、ちょっと教えてください。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 お答えいたします。

まず、著しくという部分については、業務に支障が出るほど、例えば、大量に請求があったりしたときということで捉えております。それで……（「相当の期間とは何を指しているのか」と呼ぶ者あり）相当な期間につきましても、結果、今お話したとおり、要は、その情報公開に伴って通常の業務がもう麻痺するぐらいに大量に来た場合には、それを相当な期間というふうにして捉えてやっております。それで、今、奈良岡委員から言われたその期間とかについての何か定めみたいなのはあるのかという部分については、特段、国からは示されておられません。

○澁谷洋子委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 分かりました。大量は分かったんですけれども、この相当の期間内に開示決定をすれば足りるとあるんですけれども、どれぐらいなのか、ちょっと、市でどういうふう考えられているのか教えてほしいんです。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 御質疑にお答えいたします。

その期間自体の直接的な何日以内というものは定めておりませんが、可及的速やかに開示していくというような形で考えております。

〔奈良岡隆委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第65号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○澁谷洋子委員長 起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 67 号青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料 1 を御覧ください。

「1 制定理由」であります。県が策定した青森県国民健康保険運営方針が令和 3 年 2 月に改定され、将来的な国民健康保険水準の統一に向けて、令和 7 年度までに県内市町村の保険税算定方式を所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の 3 方式に統一することとされたところであります。

今回の改正は、この県の運営方針に基づき、本市において現行 2 方式となっている介護納付金分について、新たに世帯別平等割額を追加し、3 方式に見直しをするため制定するものであります。

それでは、主な改正項目について御説明申し上げます。

別紙「青森市国民健康保険税（介護納付金）に係る算定方式の見直しについて」を御覧ください。

「1 保険税算定方式見直しの目的」であります。ただいま申し上げました制定理由のとおりであります。

なお、県の特別交付金の評価基準において、算定方式の見直しに向けた進捗状況に応じて交付金の増額が見込まれることとなったことから、令和 7 年度を待たずに早期に見直しを図ることとしたものであります。

次に、「2 見直しに当たっての前提」であります。今般の保険税算定方式の見直しについては、本市の国民健康保険事業における将来的な財源不足を補うための税率改定ではなく、県内市町村間における算定方式の差異の解消を目的とするものでありますことから、見直し前後で被保険者の実質的な税負担に極力増減が生じないように、平等割額として新たに賦課する負担増分を、これまで賦課してきた同じ応益割の一種である均等割額から同程度減じることで、被保険者の税負担が増加することを抑制しております。

次に、「3 被保険者均等割と世帯別平等割の賦課割合の設定」についてであります。県の運営方針においては、市町村標準保険料率の算定に当たり、応益割における均等割と平等割の賦課割合を均等割 70、平等割 30 と設定されておりますことから、今般の算定方式見直しに当たっても、それと同じ割合を適用し、新たな保険税額については、算定方式見直し後の 1 人当たり均等割額と 1 世帯当たり平等割額の合計額を、見直し前の 1 人当たり均等割額と同額の 1 万 3800 円とし、均等割額は 9260 円、平等割額は 4540 円としたものであります。

続きまして、「4 介護納付金に係る新たな均等割額・平等割額的前提条件及び試算結果（概要）」についてであります。令和 4 年度当初の賦課データを用いて試算した結果、均等割額と平等割額の合計金額が見直し前の均等割額と同額であるため、

単身世帯においては、下表米印1のとおり、税負担に増減が生じないものの、均等割は被保険者一人一人に賦課されるのに対し、平等割は1世帯に対して賦課されるため、複数世帯においては、下表米2のとおり世帯全体での賦課額が見直し前に比べ減額となっております。この試算による保険税減収は、下表米3にお示ししておりますが、調定額ベースで647万1200円の減、収入額ベースで562万4767円の減となります。

参考資料の「保険税算定方式見直し時の介護納付金における各世帯ごとの影響額について」を御覧ください。

この表は、様々な世帯構成における見直し前後の影響をシミュレーションしたものであり、40歳から64歳までに課税される介護納付金の対象者が1人の場合は、改正前と課税額は変わらず、2人以上になると課税額が減少しております。

保険税減収分への対応についてであります。先ほど御説明申し上げましたとおり、県特別交付金において本市の保険税算定方式の見直しをすることで増収が見込まれますことから、当該増収分を保険税減収分に充てることとしております。また、収納対策を一層強化し、保険税の増収を図り、減収の影響の緩和に努めてまいります。

なお、このたびの保険税の算定方式の見直しにつきましては、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために設置している青森市国民健康保険運営協議会に対しまして諮問し、御審議いただいた結果、令和4年1月23日に、今般の算定方式の見直しは、県内の保険料算定方式統一のためには必要不可欠であり、県交付金の増収による財政的なメリットの最大化を図るためにも、早期に見直しを進めるべきであるとの意見の集約をし、諮問どおりに青森市国民健康保険税（介護納付金）に係る算定方式の見直しを了承するものであるとの答申をいただいたところであります。

最後に、条例の改正箇所につきましては、資料2の新旧対照表記載のとおりであります。この内容は、税額の変更によって均等割額法定軽減の額が変わってまいりますので、その改正内容も記載しております。

以上、議案第67号青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 確認です。対象者数は何人でしょうか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 担当課からお答えいたします。

○澁谷洋子委員長 はい。

○小鹿正憲国保医療年金課長 国保医療年金課です。

資料のA3の別紙というものがありますが、右側のほうに表があります。そちらの真ん中の辺り、右側に、算定方式見直しによる影響額とありますが、そこのDの

欄にありますけれども、そこが被保険者数となっていますけれども、人数として、一番下に1万7527人ありますので、今回、試算に当たって出した影響は、1万7527人が対象になるということになります。

○**澁谷洋子委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** このうち軽減になる人というのは何人になるんですか。

○**澁谷洋子委員長** 税務部長。

○**川村敬貴税務部長** すみません。ちょっと確認して、今、担当課のほうからお答えいたします。

○**澁谷洋子委員長** はい。

○**小鹿正憲国保医療年金課長** ちょっと確認してからにさせていただきますか。

すみません。国保医療年金課です。軽減の人数は、今お話しした1万7527人が全員対象になりますので、その人数になります。

○**澁谷洋子委員長** よろしいですか。

〔村川みどり委員「よろしいです」と呼ぶ〕

○**澁谷洋子委員長** 他に御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**澁谷洋子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**澁谷洋子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号「青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○**川村敬貴税務部長** 議案第68号青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

まず、「1 制定理由」について御説明申し上げます。

出産育児一時金の支給額につきまして、出産にかかる費用が年々増加していることから、令和4年12月15日に開催された国の社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金額は、令和4年度の全施設の出産費用の推計等を勘案し、全国一律で50万円に引き上げるべきという方針が決定されたところであります。

このことを踏まえ、令和5年2月1日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和5年4月1日から、出産育児一時金の支給額を40万8000円から8万円を引き上げ48万8000円とされたため、青森市国民健康保険条例の一部を

改正し、出産育児一時金の支給額を改めようとするものであります。

次に、「2 条例の改正項目について」を御覧ください。

青森市国民健康保険条例については、出産育児一時金の支給額について規定しております同条例第7条第1項中の「40万8000円」を「48万8000円」に改めるものであります。

この改正に伴う出産育児一時金等の支給総額は50万円となり、これまでの支給総額から8万円の増額となっております。

改正箇所につきましては、資料2の新旧対照表記載のとおりであります。

なお、本条例の施行期日は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行期日と同日の令和5年4月1日からとしております。

以上、議案第68号青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 確認です。市民負担にはならないので、賛成はするんですけども、財源のことで確認しておきたいと思えます。

前回の令和5年2月13日の協議会では、この財源の負担割合、市が1で国が2の割合で負担するっていう答弁だったんですけども、それでよろしかったですか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 出産育児一時金につきましては、その3分の2が交付税措置されて、その全額が一般会計からの繰入金となります。つまり、一般会計からの繰入金は、全部、交付税措置されております。

それで、税負担分が3分の1ということでありまして、そのうちの令和5年度に関しては、1件当たり5000円分が追加補助額ということになっております。

○澁谷洋子委員長 よろしいですか。

○川村敬貴税務部長 以上でございます。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ということは、50万5000円補助されるということですか。じゃなくて、込みで50万円ということか。ですよね。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 一応、見込みとしては125件、予算上は見込んでおりますので、予算上の見込み額は追加補助としては62万5000円を見込んでおります。

以上でございます。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 市の一般会計からの予算は全て交付税措置されていて、それ以外の3分の1は国保税で賄われるということですよ。はい。

それで、国の負担の中に、今回の出産育児一時金の増減財源の一つに、昨年10月

から75歳以上の後期高齢者の医療費負担増になったんですけれども、その増になった分を、この出産育児一時金の財源に充てているということになっているので、やはり、世代間の対立をあおるやり方になっていて、財源としては不適切だなというところもあるんですけれども、まあ、市民にとってはプラスになるので、一応賛成はするんですけれども、そういうことに対しては駄目ですよということで意見を言っておきたいと思います。

以上です。

○澁谷洋子委員長 他にはありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

それでは、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号「包括外部監査契約の締結について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。監査委員事務局長。

○太田綾子監査委員事務局長 議案第73号包括外部監査契約の締結について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

まず、契約の概要であります。中核市に毎年度の実施が義務づけられております包括外部監査を実施するため、令和5年度に係る契約を締結するものであります。

契約の目的は、包括外部監査人による監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出であり、契約の期間の始期につきましては、令和5年4月3日を予定しております。

監査に要する費用の額の算定方法は、執務費用及び報告書作成費用並びに交通費等の合計額として1207万6834円を上限とし、費用の一部について、概算払いをすることとしております。

次に、契約の相手方につきましては、本市在住の公認会計士、高橋政嗣氏としたいと考えております。

今年度、議会の御議決を経て、日本公認会計士協会東北会青森県会の推薦である高橋氏と契約を締結しているところですが、これまで本市や青森県の外部監査補助者としての経験があり、地方公共団体の財務監査事務に精通し、優れた識見を有するものと認められることから、同氏が適任であると判断したものであります。

なお、地方自治法の規定では、同一人と連続3回契約することが可能となっております。

次に、公認会計士と契約を締結する理由であります。公認会計士は、監査及び会計の専門家であり、企業会計に関する専門的知識が地方公共団体の監査に有用であることから、包括外部監査契約の締結者として適任と考えていることなどであります。

なお、包括外部監査契約につきましては、地方自治法の規定により、あらかじめ監査委員の意見を聴くこととなっておりますが、監査委員からは、高橋政嗣氏と契約を締結することについて異議がない旨の回答をいただいているところであります。

以上、議案第 73 号包括外部監査契約の締結について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 73 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 74 号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 議案第 74 号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

青森県市町村総合事務組合は、1 に記載しているとおり、地方公共団体がその事務の一部を共同処理するため、地方自治法第 284 条の規定に基づいて設置された一部事務組合であり、現在、資料の中ほどにあります規約別表第 1 に記載される 9 市、30 町村、21 一部事務組合、3 広域連合の計 63 団体が加入し、資料の下方にあります規約別表第 2 に記載の 11 項目の事務を共同処理しております。

本市は、規約別表第 2 の第 10 号、市町村税等の滞納整理に関する事務を共同処理するため、平成 27 年 4 月 1 日付で当組合の構成団体となっております。

「2 規約変更について」につきましては、令和 5 年 6 月 1 日から規約別表第 1 の市の区分に八戸市を加えること、また、規約別表第 2 の第 10 号の事務を共同処理する地方公共団体に八戸市及び十和田市を加えることとなりましたことから、規約を変更するものであります。

次に、資料2を御覧ください。

青森県市町村総合事務組合規約の新旧対照表であります。このたびの変更により、別表第1の網掛け部分と別表第2の網掛け部分の計3か所を追加するものです。

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減もしくは一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議決を経なければならないこととされており、令和4年12月26日付で、当組合から構成団体であります本市に規約変更の協議依頼があったことから、本定例会に提案したものであります。

以上、議案第74号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議員提出議案第2号「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案の審査に当たりましては、まず、提出者である村川みどり議員に、議案の趣旨等について説明していただき、その後、理事者側から、当該議案に関する説明がある場合は、当該説明を受けた上で、質疑に移りたいと思います。

なお、村川議員には、質疑終結までの間、提出者として御説明いただきますので、質疑等を行うことはできませんが、採決の際には、委員として採決をしていただくこととなります。

このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 それでは、本案に対する説明を求めます。村川議員。

○村川みどり議員 それでは、議員提出議案第2号青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について説明したいと思います。

新旧対照表を御覧ください。

国保税の減免、第182条第1項第5号に、「国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に満18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（第5項において「子ども」という。）がある場合における当該納税義務者」を規定するという

ものです。

そして、第2項は、申請行為をしなくてもいいという条項です。

そして、第5項には、この子どもの属する世帯に均等割の全額を免除するという条文になっています。

提案理由説明でも説明したとおり、国保税の均等割というのは、協会けんぽ制度にもなく、そして、公務員などが属する共済組合にもない、子どもの数が増えれば税額も増えていくという制度になっているので、まさに子育て支援から逆行した制度となっているので、今、ぜひ皆さんの御協力を得て、子育て支援を応援しようという青森市の意思を表明していくためにも、国保税の均等割を18歳まで全額無料にする、この条例案の提案をいたしました。

それで、私たちには予算の提案権がないので、参考までにお話いたします。均等割額を全額18歳まで無料にした場合にかかる予算ですけれども、担当課から、令和5年度の当初予算ベースで試算していただいた結果、18歳までの全額免除は約4700万円です。対象者数は3742人というふうになっています。

私たちに予算提案権がないので、言えることは、令和3年度の歳入歳出決算書にもあるとおり、不用額が約50億円、歳入歳出差引残額が50億円となっています。しっかりとした予算の配分を行えば、4700万円の支出も可能なのではないかと思うし、国保税なので、一般会計の繰入れはできないんだというふうにおっしゃるかもしれませんが、子ども・子育て支援のために、必要な財源を十分確保できるんじゃないかという立場で提案いたしました。

ぜひ、皆さんの御協力をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○澁谷洋子委員長 次に、市当局から、本案に関する説明があれば、お願いいたします。税務部長。

○川村敬貴税務部長 市の考え方について御説明させていただきたく、説明に当たりまして資料を配付させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○澁谷洋子委員長 はい、どうぞ。

〔資料配付〕

○川村敬貴税務部長 それでは、議員提出議案第2号「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」の市の考え方を御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

まず、「1. 議員提出議案第2号の内容」についてであります。本条例案は、国民健康保険税の子どもの被保険者に係る均等割額を免除するために提案されたものであります。

その内容は、対象者を国民健康保険加入全世界帯における満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもとし、減免割合としては、子どもに係る国民健康保険税の被保険者均等割額を全額免除するものであります。

次に、「2. 現行の制度」であります。国民健康保険税の子どものに係る均等割額

の軽減措置については、国において、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されたところであり、これを受け、本市においては、令和4年第1回市議会定例会において、青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について御議決を賜り、令和4年4月1日から施行しているものであります。

その内容は、国民健康保険加入全世帯における小学校に入学する前の子どもについて、国民健康保険税の均等割額の5割を公費により軽減するものであり、国民健康保険税の法定軽減の有無にかかわらず対象となります。

具体的には、法定軽減なしの場合は5割軽減となり、法定軽減7割・5割・2割の対象者の場合は、残りの半分が軽減されることにより、それぞれ合計で、7割軽減の場合は8.5割の軽減、5割軽減の場合は7.5割の軽減、2割軽減の場合は6割の軽減としております。

子どもに係る均等割額の軽減制度の導入による国民健康保険税の減収分については、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担することとされており、このうち市町村負担分については、地方交付税措置により全額補填されるものであります。

なお、制度導入後における実施状況につきましては、令和4年10月31日時点で、対象者976人、軽減額670万3577円となっております。

最後に、「3.本市の考え方」であります。予算を伴う条例については、地方自治法第222条第1項において、「普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」と制限規定が設けられております。これは、議会の議員が提出する条例案その他の案件については直接に適用されるものではありませんが、議員提案の案件についても、本条の趣旨を尊重して運営されるべきである旨、国からの通知に示されているところであり、市長部局に協議もなく、予算を伴う条例案を予算の見通しもないまま提案することは、法の趣旨に合致しないものと考えております。

また、令和4年第3回市議会定例会においては、議員提出議案の子どもに係る国民健康保険税の均等割額軽減措置の対象拡大を求める意見書が全会一致で可決され、令和4年9月29日付で、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び衆・参両院議長へ提出いただいております。

一方、国民健康保険税の子どもに係る均等割額軽減の対象年齢及び軽減割合の拡充につきましては、令和4年5月20日に中核市市長会、同年6月30日及び11月30日には全国市長会を通して、国に対して要望しております。

このような中、国では、子ども関連予算を増額し、本年3月末をめどに政策のたたき台を作成するとのことであり、本市としては、国の責任において制度を拡充すべきと考えており、市単独で対象年齢及び軽減割合を拡充する考えはありません。

説明は以上でございます。

○澁谷洋子委員長 それでは、これより質疑に入りますが、質疑に対する答弁については、提出者である村川議員にお願いします。

なお、各委員におかれましては、理事者に対し、法令解釈等の事実確認や、当該議案を執行する立場からの意見を聞くことが認められますので、申し添えます。

質疑を行います。御質疑ありませんか。渡部委員。

○渡部伸広委員 今の部長のお話からすると、この条例を提出するに当たって、市長部局には何も協議がなかったというふうに確認をしましたがけれども、今、話をされた地方自治法、そして国からの通知について、これをどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○澁谷洋子委員長 村川議員。

○村川みどり議員 どのように考えているのか。私たちは、議員提出議案を提案する権限がある立場から、この条例案を提案しました。もちろん、こういう地方自治法があることも、それから予算提案権もないということ、それから、協議してないと言われれば協議はしていませんけれども、議員提出議案を出せるという立場から、条例案を提出したのみです。

以上です。

○澁谷洋子委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 私も、私なりにちょっと調べてみましたけれども、逐条地方自治法という本の中に、確かに、予算の提案権は長に専属するので、予算の提案権は議会にはありません。それで、条例の提案権は、議員定数の12分の1以上の賛成があれば、議会に提出することができます。が、しかし、予算を伴う条例案の場合は、先ほどの国の通知、昭和31年の国の通知を尊重すべきであるというふうに書いてあります。

予算が伴わない条例案であれば、私も何も言いませんけれども、予算がかかる、大きなお金がかかる条例——条例というのは非常に大きな存在ですから、それを決めるに当たって、予算を、何て言うのかな、裏づけのないものを提出するのは、私は反対です。

○澁谷洋子委員長 村川議員。

○村川みどり議員 予算の提案権がないので、私の案でしかないんですけども、先ほど言ったとおり50億円の不用額が残っているわけで、そういう精査をしたり、あるいは、当分の間、国保の基金を使って活用することだってできるので、全く予算の財源を示していないわけではなくて、提案として話しました。

以上です。

○澁谷洋子委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 だったら、なぜ市長部局とそのことを協議して出さなかったんですか。

○**澁谷洋子委員長** 村川議員。

○**村川みどり議員** 協議をしてもやらないと言われるのは目に見えていたので、私たちの権限を使って、こういう制度をつくってほしいと。ぜひ、この子育て支援のためにもなるし、市民がそのことを望んでいるという立場から提案しました。

○**澁谷洋子委員長** 渡部委員。

○**渡部伸広委員** 確かに議案の提出権はありますけれども、何でもかんでも出せばいいということになれば、議案提出権の濫用につながると思いますので、私は反対です。

以上です。

○**澁谷洋子委員長** 村川議員。

○**村川みどり議員** 何でもかんでも出せばいいという立場ではありません。子育て支援のために必要だから出しているんです。

以上です。

○**澁谷洋子委員長** 奈良委員。

○**奈良祥孝委員** 提出権があるから出すのは分かります。私からは、別にいいとか悪いとかじゃなくて、先ほど、不用額の 50 億円の話がされましたので、会計となると私は一言申し上げないといけませんので、言いますが、これは市長部局の皆さんによる不断の努力の結果であって、最初から 50 億円が余っているのではないということ。私、去年も言いましたけれども、市長とかがいろいろ努力したり、関係職員が努力をして、特別交付税を、12 億 8000 万円だったか、多く持ってきている。そういう事実の下に 50 億円とか 40 億円というのは積み上げられていくから、むしろ、村川議員が言うのも分かるんだけど、その不用額は触れないほうがいいんじゃないかなと。私は、個人的にはそういうふうに思っています。不用額というのは、あくまでも決算上で、後で出てくる問題です。だから、私がいつも言うように、不用額が出たら、極力それを補正して会計を縮小するというのが私の意見でしたけれども、それは今、青森市では通っていませんので。ただ、不用額はあくまでも決算上の結果として出てきているものですから、それを当てにするというのは、ちょっと違うんじゃないかなというふうに私自身は感じています。

以上です。

○**澁谷洋子委員長** よろしいでしょうか。他に御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**澁谷洋子委員長** これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議員提出議案第 2 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**澁谷洋子委員長** 起立少数であります。

よって、議員提出議案第2号は否決すべきものと決しました。

次に、議員提出議案第3号「青森市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案の審査に当たりましても、議員提出議案第2号の審査と同様に進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 それでは、本案に対する説明を求めます。村川議員。

○村川みどり議員 議員提出議案第3号「青森市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」の説明を行います。

新旧対照表を御覧ください。

改正後、「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の者（保護者に監護されている者に限る。）というふうに規定しました。それから、整理の内容としては、18歳になって、所得がある、生計を独立している子どもを対象にするのかどうかということに対しては、生計がある、所得がある18歳に対しては、対象にしないということにしました。それから、18歳で、結婚した子どもを対象にするのかということのも、結婚し独立した子どもに対しては、子どもの医療費助成の対象にはしないということにした条例改正案としました。

それでは、もう一方の資料、「青森県内18歳までの医療費無料化実施状況表」を御覧ください。

提案理由説明でも説明したとおり、中学生までの医療費助成は、県内10市では通院、入院とも青森市だけで、他の10市は、入院、通院と両方あるいは通院、入院だけというような状況になっていて、県内10市で言えば青森市が一番遅れているということになります。

それで、黒石市は、一応、黒塗りににはなっているんですけども、今年秋頃をめどに実施する予定だということです。それから、そうですね——すみません、平川市でした。平川市は、今年秋頃をめどに実施するという事になっています。

という状況で、やはり、今こそ青森市が18歳までの医療費無料化を進めて、遅れを取らないようにしていただきたいし、子育て支援にもなる18歳までの医療費助成ですので、ぜひ青森市も進んでやっていただきたいという思いから、この今回の条例提案をいたしました。

ぜひ、御質疑等ありましたらよろしくお願いします。

以上です。

すみません、ちなみに予算ですけども、18歳まで拡充した場合は、令和5年度当初予算ベースで9600万円、約1億円という予算になります。

以上です。

○澁谷洋子委員長 次に、市当局から本案に関する説明があれば、お願いいたします。税務部長。

○川村敬貴税務部長 市の考え方を御説明させていただきたく、説明に当たり、資料を配付させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○澁谷洋子委員長 はい、どうぞ。

〔資料配付〕

○川村敬貴税務部長 それでは、議員提出議案第3号「青森市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」の市の考え方を御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

まず、「1. 議員提出議案第3号の内容」についてであります。本条例案は、子ども医療費助成の対象者を18歳までに拡充するために提案されたものであります。その内容は、青森市子ども医療費助成条例において規定する「子ども」の定義について、現行の中学校（特別支援学校の中学部を含む）就学の終期に達するまでの者から、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の者（保護者に監護されている者に限る）へと改めるものであります。また、これに伴い、「保護者」の定義につきましても、本条例で引用している児童福祉法に規定されている保護者は、満18歳に満たない児童を現に監護する者であることから、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を現に監護する者へと改めるため、現行の「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者」の次に「その他の子どもを現に監護する者」を加えるものであります。

次に、「2. 現行の制度」であります。本市における子ども医療費助成事業につきましては、青森市子ども医療費助成条例に基づき、本市に住所を有し、住民基本台帳法による届出をしているゼロ歳から中学校就学の終期に達するまでの国民健康保険法または社会保険各法の規定による被保険者及び被扶養者である子どもを対象として、通院・入院に係る保険診療分の医療費自己負担額に対して助成を実施しているところであります。また、事業の実施に当たっては、県の青森県乳幼児はつらつ育成事業費補助金を活用しており、その内容としては、補助対象者は未就学児まで、補助対象額は、4歳に達した日の属する月までは助成額の2分の1、4歳に達した日の翌月からは、助成額から、入院は医療機関ごとに1日500円、通院は一月につき1500円を控除した額の2分の1となっております。

令和3年度における助成実績につきましては、対象者数は令和4年3月31日現在で2万4976人、助成額は約7億4000万円、うち県の補助対象額は約1億3800万円となっております。

最後に、「3. 本市の考え方」であります。予算を伴う条例については、地方自治法第222条第1項において「普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」と制限規定が設けられております。

これは、議会の議員が提出する条例案その他の案件については、直接に適用され

るものではありませんが、議員提案の案件についても、本条の趣旨を尊重して運営されるべき旨、国からの通知に示されているところであり、市長部局に協議もなく、予算を伴う条例案を予算の見通しもないまま提案することは、法の趣旨に合致しないものと考えております。

なお、本市としては、子育て世代の負担軽減を図るためには、国の責任において子どもの医療費を無償化する制度を創設するべきと考えており、令和4年5月20日には中核市市長会、同年6月30日及び11月30日には全国市長会を通して国に対して要望したところではありますが、全国市長会、中核市市長会のみならず、全国知事会、全国町村会等においても同様の要望をしているところでもあります。また、令和4年10月12日には、東青5市町村が連携して実施している青森圏域重点事業に関する新たな要望項目として、県に対して国への働きかけを要望したところでもあります。

こうした中、令和4年11月7日に開催された全国知事会議において、滋賀県知事が、子育てにかかる経済的負担軽減のため、全国一律の医療費助成制度の創設を求めると要望したことに対して、岸田首相からは、子どもの窓口負担の医療費助成については、基本的には各自治体において、地域の実情に応じて対応していくことがふさわしいと考えているとの回答がなされたものの、同年12月20日に開催された国と地方の協議の場——これは、首長の連合組織である全国市長会などの執行三団体と議長の連合組織である全国市議会議長会などの議会三団体で組織された地方六団体と国との協議の場ではありますが、そこにおきまして、加藤厚生労働大臣からは、各市町村等で、いろいろな形で取り組んでいるが、負担ゼロということ自体はどうかということもあるが、子育て支援、少子化対策はしっかり進め、充実を図っていかなくてはならないとの回答がなされたところでもあります。

このような中、国では、子ども関連予算を増額し、本年3月末をめどに政策のたたき台を作成するとのことであり、本市としては、市独自で対象の拡充を図る考えはありません。

説明は以上でございます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありますか。渡部委員。

○渡部伸広委員 質疑というよりも意見ですけれども、この件に関しては、気持ちとしては分かります。私も同じ思いではありますが、やっぱり、自治体独自の事情というものもありますし、青森市は特に、給食費無償化を先にやってしまったということもあって、非常に、予算を組むに当たっては大変苦しいのかなというふうにも思います。加えて、先ほどと同じ理由により、反対を表明いたします。

○澁谷洋子委員長 他に発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議員提出議案第3号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○澁谷洋子委員長 起立少数であります。

よって、議員提出議案第3号は否決すべきものと決しました。

次に、請願第2号「青森市ホームページガイドライン等の制定を求める請願」を議題といたします。

市当局の意見等について説明を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 それでは、請願第2号青森市ホームページガイドライン等の制定を求める請願につきまして、市の考え方を御説明申し上げます。

請願第2号の請願事項につきましては、「青森市は、他の自治体と同様にホームページに関するガイドライン、基準、要綱等を制定すること」という内容であります。

考え方であります。青森市ホームページは、「広報あおもり」とともに、最も重要な市の広報媒体の一つとして、平成20年度から、コンテンツの充実及びサイト運営・管理の効率化を図るため、現在のCMS——コンテンツ・マネジメント・システムを導入し運用しております。

ホームページの運用に当たりましては、総合的な運用管理を企画部広報広聴課が、個々のページに関しましては、作成した各所属課等が、それぞれ責任を持って管理しております。その運用につきましては、既に、青森市ホームページサイトポリシーや青森市ホームページ等コンテンツ管理マニュアルを制定し対応しているところであります。

私からは以上であります。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 この請願を出した後に、市として、管理マニュアル、基準があるので、否決してくださいと言ったのは本当でしょうか。

○澁谷洋子委員長 企画部長。

○織田知裕企画部長 この請願について否決してくださいと私が申し上げたことはありません。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 どなたが言ったんでしょうか。

○澁谷洋子委員長 企画部長。

○織田知裕企画部長 私は発言しておりませんので、発言は誰が言ったかどうかというのは承知しておりません。市の側からそういうことを求めたことはないのだと承知しております。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それでは中身に入ります。

この青森市ホームページ等コンテンツ管理マニュアルの 17、16 ページですか、コンテンツ修正の操作手順というのがあるんですけども、これを見ると、修正するのはあくまでも各課の責任で修正するということになるんですか。

○澁谷洋子委員長 企画部長。

○織田知裕企画部長 そのとおりであります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今回、問題になっている市長の記者会見の資料の責任者、担当課はどちらでしょうか。

○澁谷洋子委員長 企画部長。

○織田知裕企画部長 お答えいたします。

教育委員会であります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 令和 5 年 2 月 27 日に野内小学校のところだけが訂正されました。それは広報広聴課がやったんでしょうか。教育委員会が訂正したんでしょうか。

○澁谷洋子委員長 企画部長。

○織田知裕企画部長 お答えいたします。

教育委員会が修正を行い、最終的にシステムの更新ボタンを広報広聴課で押さないと公開されないの、そのような事務作業はしましたが、修正したのは教育委員会です。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 やはり、間違っているものを訂正しないでそのままにしておくというのは適切ではないし、この間私が指摘したように、企画部長が、誤りを訂正しないのは普通では考えられないみたいな発言をしたんですけども、間違っただけが指摘されたら、すぐに、担当である広報広聴課としても、やはり訂正を求めるべきだと思うんですけども、その辺の考えはどうでしょうか。

○澁谷洋子委員長 企画部長。

○織田知裕企画部長 お答えいたします。

本市で定めておりますサイトポリシーにも、ホームページの総合的な運用管理を青森市広報広聴課で行っておりますけれども、個々のページにつきましては、作成した各所属課等が管理をし、また、このマニュアルにおいても、各課の所属で、コンテンツを最新の情報で維持するための修正の責務は各課等にあるということを定めているところであります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この間言ったのは、間違いがあれば、普通は訂正すべきだと思うと言ったんですよ。今の答弁だと、個々のところでやってくださいと。この間の答弁と違うじゃないですか。やはり、担当の広報広聴課として、今回は私が指

摘しましたけれども、市民からとか指摘された場合は、やはり、間違いがあるんだっ
たら確認して、直しなさいよというふうに言うべきじゃないですか。この間の答弁
と違いますよ。

○澁谷洋子委員長 企画部長。

○織田知裕企画部長 間違いがあれば、修正されるものだろうということを前回申
し上げました。それは、各担当課が修正することになっていきますから、各担当課が
修正するという趣旨で申し上げたことでもありますので、答弁が変わっているという
ことではありません。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 じゃあ、広報広聴課が間違いに気づいたとしても、担当課が直
さなければそのままいいということでもよろしいですか。その立場でいいというこ
とですか。

○澁谷洋子委員長 企画部長。

○織田知裕企画部長 今、申し上げていますが、間違いがあった場合は各課等コ
ンテンツを管理しているコンテンツ管理者が、これを修正する責務を持っていると
いうことでありますけれども、ホームページ全体を管理する立場で、何かここがお
かしいんじゃないのとか、誤字脱字があるよとか、そういった修正に関する相談を
受けてサポート、アドバイスするという役割は広報広聴課にありますので、何かそ
ういうことがあれば、そのようにアドバイスしてまいりたいと考えております。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 じゃあ、今回の件はアドバイスしたんでしょうか。

○澁谷洋子委員長 企画部長。

○織田知裕企画部長 今回の件に関しましては、担当課から広報広聴課にも連絡が
あり、相談を受け、また、修正に至ったというふうに認識しております。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 野内小学校のところは直ったんですけれども、それ以外にも
直っていないところがたくさんある事実についてはどう認識しているのでしょうか。

○澁谷洋子委員長 企画部長。

○織田知裕企画部長 今、委員がおっしゃられた野内小学校の関係について、修正
したと認識しております。その他の関係につきましては、私どものほうでその事務
を所管しておりませんので、この場でお答えすることはちょっとできかねるという
ふうに考えております。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 やはり、間違っものをそのままホームページに載せておく、
何回も何回も市民からも指摘されているのに平然とそのままにしておくというのは、
市として改めるべきだと思いますし、しっかりとそういう、担当課任せじゃなくて、
そういう指摘があったらすぐ修正させるということも、このコンテンツに盛り込む

べきだという立場から、請願採択すべきだと思います。

以上です。

○澁谷洋子委員長 他に発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第2号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案等の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○澁谷洋子委員長 次に、報告事項に入ります——税務部長。

○川村敬貴税務部長 先ほど、議案第67号の説明の中で、青森市国民健康保険運営協議会から答申をいただいた日付を、私、令和4年1月23日と申し上げました。大変申し訳ございません、正しくは令和5年1月23日でありますので、謹んでお詫び申し上げ、訂正させていただきます。

○澁谷洋子委員長 よろしいですか。

それでは、「令和5年度上期青森競輪開催日程について」報告を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 それでは、令和5年度上期青森競輪開催日程について御報告いたします。

カラーの資料を御覧ください。

青森競輪の開催につきましては、例年ですと4月中旬には開幕しているところがありますが、令和5年度上期は、老朽化したバンクの修繕工事を行いますことから、6月からの実施を予定しております。

開催日程につきましては、令和5年6月5日月曜日から同月7日水曜日までのモーニング競輪を皮切りに、同年9月29日金曜日から同年10月1日日曜日までのミッドナイト競輪まで、合計18節55日間の本場開催を予定しております。

来年度は、競輪界のトップ選手が参加するグレードレースとしまして、令和5年

9月15日金曜日から同月18日月曜日までの4日間、平成21年に開催したGⅠ寛仁親王牌以来、実に14年ぶりの特別競輪となるGⅡ共同通信社杯を初開催いたします。また、全国の他競輪場で開催されるレースの車券を発売する場外発売についても、資料に掲載のとおり予定しているところであります。

青森競輪場では、今後も引き続き、地方財政健全化に安定的に寄与するため、売上げの確保を目指して鋭意努力してまいりますとともに、市民の憩いの場として、家族連れなど競輪ファン以外の皆様も楽しめる競輪場づくりに努めてまいります。委員の皆様には、引き続き、御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。
そのほか、理事者側から報告事項などはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 また、委員の皆さんから御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)